

第九條

一 相 倉の倉計監査役と各部平職工中より壹名宛選出相  
成度候

二 倉計帳に人工を明細に記入相成度候

第十條 正月の休日十日間を七日間と修正並に相成度候(但  
し十日間より一日五日迄)

第十一條 改算期の休日及び倉社の都合にて中途退場の場合に日給  
を支給相成度候

第十二條 失業給付に依りて休む場合は日給の半額を支給相成度候  
第十三條 未期より皆勤賞典と職し功賞典と御座候相成度候

第十四條 退職手当は在り月未滿三月分を、年未滿は四月五分以上  
一月を増す毎に壹日分を加算相成度候但し三月未滿

は支給せず

第十五條 最低賃金を九割の通り御座候相成度候

男 拾五才以上 七拾錢

男 壯丁以上 壹円不拾錢

女 拾四歳以上 六拾錢

女 前拾歳以上 壹円拾錢

第十六條 壹ヶ年に貳回必ず昇給御座候相成度候

第十七條 石傷に入院中若しくは作業不可能の場合に日給壹人を  
支給相成度候

第十八條 休業の場合に相倉の労賃増相成度候

第十九條 休業回数に懸り倉を催し相成度候

以上